

第 2 1 章

司法及び警察

第 21 章

司法及び警察

民事、行政事件

平成 19 年中に府内の各裁判所が扱った新受理件数は、18 万 2017 件で、前年に比べ 4 万 1058 件(18.4%)の減となっている。

新受理件数を裁判所別にみると、簡易裁判所が 10 万 1027 件(構成比 55.5%)で、前年より 2 万 9399 件(22.5%)減、地方裁判所が 7 万 2708 件(構成比 39.9%)で、前年より 1 万 1416 件(13.6%)減、高等裁判所(近畿2府4県)が 8282 件(構成比 4.6%)で、前年より 243 件(2.9%)減となっている。

なお、既済件数は 4 万 2226 件(18.8%)減の 18 万 2049 件、未済件数は 32 件(0.1%)減の 4 万 4795 件となっている。

刑事事件

平成 19 年中に府内の各裁判所が扱った新受理件数は 11 万 7336 件で、前年に比べ 1 万 3558 件(10.4%)の減となっている。

新受理件数を裁判所別にみると、簡易裁判所が 7 万 580 件で、前年より 1 万 9503 件(21.7%)減、地方裁判所が 4 万 3961 件で、前年より 6131 件(16.2%)増、高等裁判所(近畿2府4県)が 2795 件で、前年より 186 件(6.2%)減となっている。

家事事件

平成 19 年中に家庭裁判所が取り扱った家事審判事件の新受理件数は 4 万 3389 件と前年に比べ 505 件(1.2%)の減となっている。主な事件の構成比をみると、「子の氏の変更」が 31.9%(1 万 3833 件)、「相続放棄」が 28.1%(1 万 2183 件)、「精神障害者保護義務者選任等」が 7.1%(3099 件)、「改氏」が 3.3%(1440 件)となっており、この 4 事件で全体の 70.4%を占めている。

家事調停事件の新受理件数は 8859 件で、前年に比べ 40 件(0.5%)の増である。主な事件の構成比をみると、「婚姻中の夫婦間の事件」が 41.0%(3632 件)、「子の監護処分」の 17.8%(1581 件)、以下、「婚姻費用分担」の 10.3%(909 件)、「親権者変更等」の 7.2%(640 件)となっている。

少年保護事件

平成 19 年中における少年保護事件の新受理人員は 1 万 7540 人で、前年に比べ 1836 人(9.5%)の減となっている。

事件別にみると、「窃盗」が 5299 人(構成比 30.2%)、「道路交通法違反等」が 4878 人(同 27.8%)、「業務上過失致死傷等」が 2456 人(同 14.0%)等となっている。

また、刑法犯は 1 万 1744 人(構成比 67.0%)で、前年に比べ 1082 人(8.4%)の減、特別法犯は 5580 人(構成比 31.8%)で、前年に比

べ 754 人(11.9%)の減となっている。

刑法犯の内訳では、「恐喝」が 20 人(11.3%)増となっており、「窃盗」が 593 人(10.1%)減、「横領」が 122 人(4.9%)減、「傷害」が 119 人(16.4%)減等となっている。

次に、平成 19 年の少年院の入出院状況をみると、新収容者は 465 人で、前年に比べ 9 人(1.9%)の減となっており、退院者(仮退院を含む)は 515 人で、前年に比べ 47 人(10.0%)の増となっている。

人権侵犯事件

大阪法務局が平成 19 年中に取り扱った新受理件数は 1169 件で、前年に比べ 6 件(0.5%)の増となっている。

事件別にみると、「住居・生活の安全関係」が 256 件(構成比 21.9%)、「プライバシー関係」が 136 件(同 11.6%)等となっている。

刑法犯

平成 19 年中に府内市町村で取り扱った刑法犯認知件数は 21 万 6303 件で、前年に比べ 1 万 6148 件(6.9%)の減、検挙件数は 3 万 8079 件(検挙地主義)で、前年に比べ 1113 件(2.8%)の減となっている。

罪種別では、窃盗犯が 17 万 1699 件で全体の 79.4%を占め、次いで、その他が 2 万 8609 件(構成比 13.2%)、知能犯が 7055 件(同 3.3%)と、この 3 種で認知件数全体の 95.9%を占めている。

刑法犯少年検挙補導人員は 1 万 886 人で、前年に比べ 626 人(5.7%)の減となっている。

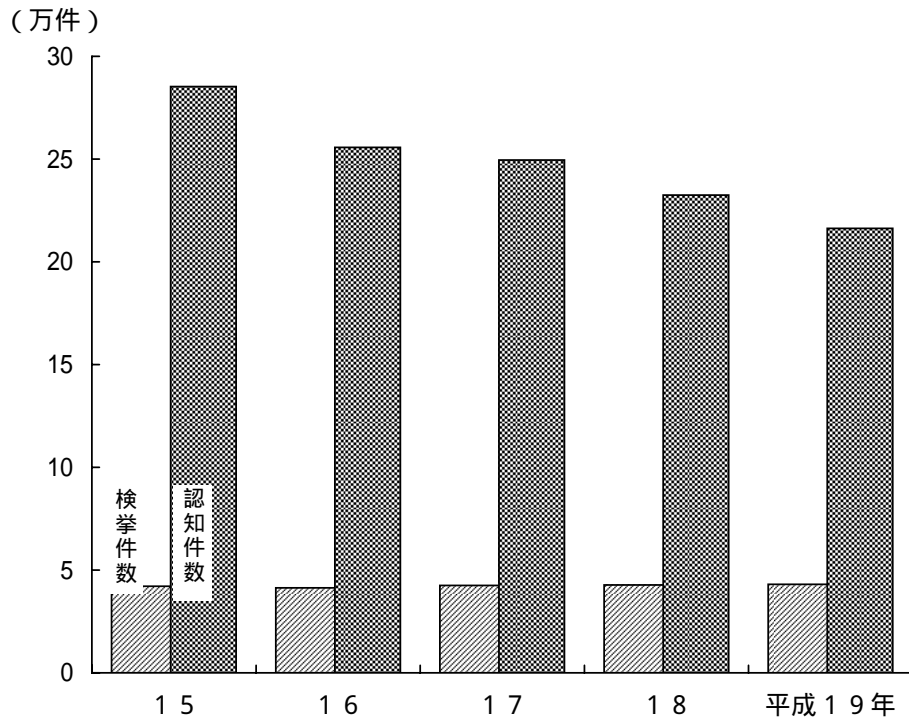
罪種別では、窃盗犯(6014 人)、その他(3460 人)、粗暴犯(1144 人)の順となっている。

また、年齢別では、15 才の 1970 人、14 才の 1925 人、16 才の 1634 人の順となっており、依然、中学生の検挙補導人員が多くなっている。

く犯・不良行為等の補導人員は 35 万 8264 人で、前年に比べ 5 万 4149 人(17.8%)の増となっている。

行為別にみると「深夜はいかい」が 19 万 6886 人で全体の 55.0%を占め、以下「喫煙」が 15 万 2255 人、「その他」が 3019 人、「怠学」が 2714 人の順となっている。

刑法犯認知・検挙件数の推移



刑法犯少年の年齢別人員 (平成19年)

